

十勝西部森林管理署における『合同説明会での周知事項』

・4月の強風及び8月の台風等の影響により、決壊・崩土・倒木等により通行止めとしていた林道のうち、復旧作業が終わったものについては銃猟入林禁止区域図で通行止めとはしていません。なお、今後の天候等により通行止めとすることがあります。その場合は、現地に標識等を設置しますので、ご理解ください。

・当署の管轄する国有林（帯広市、清水町、芽室町、音更町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町）でのエゾシカ猟の可猟期間は10月22日～2月28日となっています。

・林道のゲートは通常開放していますが、通行に支障がある場合は安全確保の観点から通行止めにする場合があります。

・清水町（十勝西部森林管理署14林班）の北清水線林道（案内板掲示箇所¹起点）は、新得町（東大雪支署2013林班）の岩越山林道と接続しているので、入林規制区域に特にご注意ください。

・芽室町の上美生二の沢林道は、決壊等により「×」印の箇所で通行止めとしています。

・帯広市の戸蔦別川林道は、決壊等により「×」印の箇所（びれい橋）で通行止めとしています。

・中札内村の西札内林道は、安全確保等の観点から案内板掲示箇所¹⁷及び¹⁸の「×」印の箇所で通行止めとしています。、なお、344～351林班は、日曜日及び年末年始においても入林禁止としますので、特にご注意ください。

・広尾町の札楽古林道は、決壊等により「×」印の箇所で通行止めとしています。

・銃猟入林禁止区域図により規制していなくても、当署職員又は請負事業者が臨時的に入林して作業する場合があります。

作業地の入り口及び作業地周辺に「作業中・入林禁止」の看板を掲示しますので、周辺での発砲はしないよう心掛けてください。

・当署職員は、安全対策として赤いヘルメット、赤ベスト又は赤ジャンパーを着用していますので、赤い色には特に注意していただき、見かけた場合は周辺での発砲はしないよう心掛けてください。